

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』—ファンド・マネジャーの重要な影響力の評価」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 たに ともゆき
谷 智之

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、2017年1月に、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から 2016年11月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』—ファンド・マネジャーの重要な影響力の評価」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、コメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案は、ファンド・マネジャーが自身で管理し、直接投資を有するファンドについて、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）に基づき、代理人として第三者のために意思決定権限を行使し、支配していないと判断され、かつ IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）における共同支配も当該ファンドに対して有していない場合について、「IAS 第 28 号に従って重要な影響力を有しているか否かを評価すべきか」、「重要な影響力を評価すべき場合にどのように行うべきか」の 2 点の明確化に関する論点を扱うものであった。

IFRS-IC は、照会された前提において、ファンド・マネジャーは IAS 第 28 号に従って重要な影響力を評価すべきであるとした一方で、代理人の立場で保有している意思決定権限が、重要な影響力の評価に影響するかどうか、あるいはどのように影響するかについては、IAS 第 28 号で触れられていないことに留意し、当該要求事項の開発には、IAS 第 28 号における重要な影響力についての包括的な見直しが必要となるとした。したがって、IFRS-IC は、現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に解決することはできないものとして、本論点をアジェンダに追加しないこととしていた。

当委員会は、本論点をアジェンダとして取り扱わないとする IFRS-IC の提案を支持し、IFRS-IC の意図が、ファンド・マネジャーがファンドに対して重要な影響力を有するか否かを評価するにあたり、代理人の立場で保有している意思決定権限も含めたすべての事実及び状況を考慮することを明確化することにあつたと理解したうえで、本アジェンダ決定案の記述について、当該意図を明確に示す表現とすべきことをコメント・レターにおいて提案している。